

「緑のカーテンコンテスト」審査要領

(目的)

この要領は「緑のカーテンコンテスト」の応募作品の中から優秀作品を選考するために必要な事項を定めるもの。

(審査委員会の設置)

「緑のカーテンコンテスト」の応募作品の中から優秀作品を選考するにあたり、審査委員会を設置する。

*審査委員会は、優秀作品の選考の終了をもって廃止する。

*同コンテストの応募が無かったときは設置しない。

(審査委員)

外部委員（2名）、環境部長、環境部次長、環境政策課長の3名とする。

*外部委員の選任については、審査委員会の設置の都度、部内協議で決定する。

(優秀作品の審査方法及びその基準)

(1) 審査方法

① 1次審査

緑のカーテンコンテスト事務局は、応募作品の中から、写真及び応募用紙の記載内容を総合的に判断し、2次審査を受ける作品を選考する。

*平均点30点以上の作品を1次審査通過とする。

② 2次審査

審査委員は、部門ごとに、採点表（別紙1）に設定する評価項目に基づき、書類審査を行い、審査委員各々の点数の合算による総合評価をもとに優秀作品を決定する。

*同点の場合は、環境部長の決するところによる。

(2) 審査の基準

	項目	配点	採点基準	
写真	カーテンの大きさ	各項目 5点	非常に優れている 優れている 普通 やや劣る 劣る	5点 4点 3点 2点 1点
	葉の密生具合			
	開花（結実）状況			
	建物との調和			
応募用紙	工夫した点について	各項目 5点		
	設置の効果について			
	普及啓発等について			
	今後の取組等について			
合計		40点		

(審査結果)

審査結果については、すべての応募者に対して、当落結果のみを通知する。